

1. 件名：東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る  
使用前事業者検査の実施方針に関する面談

2. 日時：令和2年8月3日 10時10分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

高須統括監視指導官、上田上席原子力専門検査官、

平井上席原子力専門検査官、平川主任原子力専門検査官、

滝吉企画調査官、柏木検査技術専門職

東京電力ホールディングス(株)

原子力設備管理部設備技術グループ グループマネージャー 他14名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス(株)から、柏崎刈羽原子力発電所第7号機に係る使用前事業者検査の実施方針について、資料に基づき以下の説明を受けた。

- ・建設時等の過去に採取した記録を用いて据付検査を実施する場合、記録採取以降に機器等が設置されたこと等による状態の変化については、記録確認検査に加えて現場ウォークダウン等による現場確認を含めた据付検査を行うことで担保する。
- ・寸法検査を材料検査証明書等により確認することの適切性については、受注先の品質保証体制を含む調達管理の中で監視・確認していることにより担保する。
- ・燃料プール冷却浄化系（以下「FPC」という。）の一号検査は8月13～14日、二号検査は18日を予定している。また、当該設備に係るチーム検査の事前資料は、8月7日までに提出する予定である。
- ・チーム検査では、①検査官側から事前に確認する書類リストを提示して欲しい。②担当者との対面のやりとりは必要最小限として欲しい。③現場確認は現地検査官のエスコートとし、事業者の付き添いは遠慮したい。

○原子力規制庁は、東京電力ホールディングス(株)からの説明に対し、以下を求めた。

- ・検査対象設備の重要度の一覧表について、設計基準対象設備を含めた全体版を提出すること。

- ・過去の検査記録及び材料検査証明証等を用いた検査の適切性については、実際の使用前事業者検査において詳細な状況を確認しつつ対応することとするが、当該検査において事業者検査員が確認すべき事項を明確化しておくこと。
- ・FPC の使用前事業者検査について、チーム検査の事前資料は提出可能なものから順次提出すること。
- ・チーム検査について①②は了解、③は現地検査官と調整するが、困難な場合は事業者の協力をお願いします。
- ・平成 25 年 6 月 10 日の原子力規制委員会で、新規規制基準施行により、対象となった溶接部について、設計及び工事の計画の認可後説明すること。

○東京電力ホールディングス(株)からは了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料：柏崎刈羽原子力発電所 第7号機使用前事業者検査 施設重要度（8月検査分）

KK7 使用前事業者検査（第1回チーム検査）全体スケジュール（案）

チーム検査に向けた確認事項